

国有財産売却公示書

下記国有財産を先着順により売払います。

記

1. 売払物件

物件番号	所在地	区分	種目	数量	売払価格
25-1	岡山市南区藤田字都463番23	土地 工作物	宅地	131.18 m ² 一式	4,790,000 円
25-2	岡山市南区妹尾字瓜哇3394番19	土地 工作物	宅地	160.56 m ² 一式	8,910,000 円
25-3	岡山市南区妹尾字上寺1120番19	土地 工作物	宅地	167.70 m ² 一式	8,220,000 円

2. 申込に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 国と売買契約締結にあたってその能力を有しない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者。
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3. 国有財産の先着順売払案内書等の配布方法

岡山労働局のホームページからダウンロード可能。下記4の照会先においても配付。

4. 申込方法及び受付期間等

(1) 受付期間

平成25年10月1日（火）から平成25年10月31日（木）まで
（売払相手方が決定し次第終了します）

(2) 受付時間

9時から正午及び13時から17時まで（土、日、祝日等閉庁日は除く）

(3) 申込先

岡山労働局総務部総務課 会計第三係
所在地：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
電話：086-225-2011

(4) 購入申し込みについて

物件の購入を希望する方は、上記（3）申込先へお問い合わせの上、売払申請書及び詳細資料の交付を受けてから申し込みを行ってください。申込み方法としては、申込先へ持参するか、又は簡易書留での郵送（郵便事故等に関しては考慮しません）とします。

（先着順に売払っていますので、すでに売却済の場合はご容赦願います。）

(5) 提出書類

ア 法人の場合

- ① 普通財産売払申請書（別紙）1通
- ② 誓約書 1通

- ③ 商業登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）2通
- ④ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1通

イ 個人の場合

- ① 普通財産売払申請書（別紙）1通
- ② 誓約書 1通
- ③ 住民票抄本（発行後3ヶ月以内のもの）2通
- ④ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1通

5. 売払相手方の決定方法

受付期間中において、物件ごとに先着1名様に限り「普通財産売払申請書」受理し、その方を売払相手方と決定します。ただし、受付期間の初日に限り、同一物件に複数の方から申請があった場合は、抽選により売払相手方を決定します。また、2日目以降においては、同時（※）に同一物件に複数の方から申請があった場合には、抽選により売払相手方を決定します。

※ 同時とは、持参した方の申請書を受理する前の審査段階で、別の方からの申請書が郵便により総務課へ到達した場合又は別の方が申請書を持参した場合を指し、それらの場合には、抽選により売払相手方を決定します。郵送による申請書を受理する前の審査段階で、申請書を持参した方がある場合又は同時の郵便で複数の方から申請書が総務課へ到達した場合も同様とします。

2日目以降で、有効な申請を完全に受理した時は、いかなる場合も、その後の申請書は受け付けません。

6. 契約の締結

普通財産売払申請書を受理後、15日以内に契約を締結します。
売買契約書の作成を要します。

7. 売買代金の支払い方法

代金は即納（契約時に一括して支払）とします。

8. 所有権の移転等

所有権移転登記の手続きは、売買代金が納められたことを確認した後、岡山労働局が行います。

9. その他の契約条件等

- (1) 売払物件には所有権以外の権利はありません。
- (2) 現状のままでは、無道路等で法令上、建物建築等が不可能な物件があります。
- (3) 掲載物件には、工作物が含まれる売払物件があります。
- (4) 物件の引渡しは、現状有姿となります。
- (5) 上記売払価格に加え、所有権移転登記登録免許税及び契約書に貼付する収入印紙税を負担していただきます。
- (6) 仲介手数料の受払いはありません。
- (7) その他、本案内に定めのない事項は、すべて会計法規の定めるところにより処理します。
- (8) 契約締結した内容について公表することとなります。

平成25年 9月 20日

契約担当官

岡山労働局長 上市 貞満

以上、公示する。

